	（※）　当分の間の暫定目標　全窒素0.97mg/Ｌ 全燐0.074mg/Ｌ			
	城山ダム貯水池（津久井湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和７年10月31日
	（※）　当分の間の暫定目標　全窒素0.92mg/Ｌ 全燐0.037mg/Ｌ			
（略）				
19　江の川水系の江の川	土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和７年10月31日
	（※）　当分の間の暫定目標　全燐0.017mg/Ｌ （削る）			
（略）				

（略）

	（※）　令和７年度までの暫定目標　全窒素1.0mg/Ｌ 全燐0.080mg/Ｌ			
	城山ダム貯水池（津久井湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和３年４月１日
	（※）　令和７年度までの暫定目標　全窒素1.0mg/Ｌ 全燐0.042mg/Ｌ			
（略）				
19　江の川水系の江の川	土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）	湖沼Ⅱ	二（※）	令和３年４月１日
	（※）　令和７年度までの暫定目標　全窒素0.43mg/Ｌ 全燐0.018mg/Ｌ			
（略）				

（略）

その他告示

○外務省告示第四百二十三号

令和六年十二月十六日にアシガバットで署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従つて承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、令和七年十月二十八日にアシガバットで行われた。よつて、同条約は、その第二十九条１の規定に従い、令和七年十一月二十七日に効力を生ずる。

令和七年十月三十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○財務省告示第二百八十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和七年十月三十一日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				
輸出統計品目表 ［略］				
統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ
［略］				
03.01 ～ 03.08		［略］		

改正前				
輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ
［同左］				
03.01 ～ 03.08		［同左］		